

私電  
[REDACTED] 11  
28  
本日から本日の対応について報告がありました。

H15, 2, 2.6 (水) 違反の標識設置

[REDACTED]の水防車 (赤灯、サイレン、防災行政無線機付き)、[REDACTED]

用意するもの

身分証明書携行、携帯電話、防災行政無線、法令要覧、デジタルカメラ、フィルム式カメラ、ICレコーダー

午後2時30分出発

途中、熱海警察署へ立寄り、これから標識設置に向かう旨を伝える

[REDACTED]  
ただいまから、都市計画法第81条第3項の規定により、都市計画法第29条第1項違反により工事停止を命令した旨の標識を、同条第4項の規定に基づき、違反のあった敷地内に設置します。

それでは、作業を始めてください。

[REDACTED]  
作業状況を撮影

[REDACTED]は、車中にて待機

妨害等がある場合、携帯電話にて110番通報及び防災行政無線で事務所へ連絡